

毎週火、金曜日発行（但休日に当たるときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 繰糸試験手数料の引下  
豚コレラ予防注射、牛のピロプラズマ病検査  
及びダニ駆除
- ◇正誤 昭和三十五年八月三十日付け鳥取県告示四百  
二十号訂正

## 告示

### 鳥取県告示第四百二十一号

鳥取県繭検定所手数料条例（昭和二十一年六月鳥取県  
条例第十一号）第一条第三号の規定に基づき、繰糸試験  
手数料を次のように定める。

昭和三十五年九月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 繰糸試験手数料

生糸量 三、七五キログラムにつき 二、五〇五円

### 鳥取県告示第四百二十二号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつ  
て豚コレラ予防注射、牛のピロプラズマ病検査及びダニ  
駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年  
法律第六十六号）第六条の規定に基づき、豚及び牛の  
所有者に対して注射及び検査並びに薬浴を受けることを  
命ずる。

昭和三十五年九月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 豚コレラ、ピロプラズマ病予防及びダ

ニ駆除のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対照となる家畜の種類及び範囲

豚コレラ予防注射

豚ただし、生後四十日及び分べん前後一月以内のも

